

平成 20 年 9 月 16 日

〇〇党

〇〇 様

「貴党のマニフェスト掲載についての要請」の送付について

拝啓

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろは、国民生活の将来のため、さまざまにご尽力されておりますこと、感謝申し上げます。

さて、私ども、建築基本法制定準備会におきましては、2003年8月、建築界の専門家約200人を中心に発足以来、法制度のあり方について、さまざまな機会を通して発言してまいりました。2006年には、準備会案も作成し、国会議員の方々や国土交通省にも送付し、制定を呼びかけてきております。姉齒事件を省みても、表面的な制度の厳格化や複雑化はなんら問題を解決しないばかりか、わが国におけるこれからの建築をどのようにして将来の世代に受け渡していくかという視点がますます見えなくなっています。

今こそ、長期的展望にたった、国民に理解される建築基本法の制定が必要と考え、各政党にマニフェスト掲載への要請をさせていただくこととしました。貴兄におかれましては、私たちの考えをご理解賜り、党内において検討いただけますよう、ご配慮方お願いする次第です。

なお、国土交通省におかれましても、建築基本法の検討を始めるやに聴いておりますが、議会においても、行政とはまた独立した立場での、法のあり方についてのご検討には、十分意義があるものと考えております。要請の趣旨や、建築基本法の意義などにつきましては、ご一報いただけましたら、直ちにご説明に参上させていただきます。

敬具

要請団体代表

建築基本法制定準備会会長  
東京大学大学院教授 神田 順

平成 20 年 9 月 16 日

〇〇党  
党首 〇〇△△ 様

貴党のマニフェスト掲載についての要請

要請事項：建築基本法制定を貴党のマニフェストに掲げて下さい。

現在のわが国の建築界は、業界内における混乱やモラルの低下、技術力への不安など、21世紀のまちづくりや建築にかかわる社会環境形成に関して、多くの問題を抱えております。その原因の多くが、1950年に制定された建築基準法と建築士法を基本とした法体系によって形成された社会制度にあります。まもなく60年にならんとするのにもかかわらず、当時の社会常識や技術状況を基本にすえたままに、毎年のような対症療法的な規制あるいは緩和により、法令全体が極めて複雑、難解化しています。そのため複雑難解な法に適合することが、「建築してよいこと」と解釈され、理念や関係者の責務が見えなくなっていることは、多くの場で指摘されるとおりです。

特に、建築構造や火災に対する安全性の問題、健康影響や景観の問題などについて、このままの社会制度と法規制では限界があるばかりでなく、健全な市場経済の発展の妨げにもなりつつあります。2005年の構造計算書偽装事件もまさにそのような中における氷山の一角といえましょう。短期的視野による規制や制度の複雑化が混乱に拍車をかけるものになっている状況にあって、一日も早い長期的展望をもった対応が迫られています。

建築の最低の基準を守ることだけでは、個としての建築の質の向上に寄与しないばかりか、将来の環境の基盤となる社会資産の形成を阻害し、一方で理念をもたない利潤目的のみの事業の歯止めとして機能しません。むしろ、より豊かで調和のとれた安心できる社会をめざすことを法の理念に掲げて、制度設計をすべきであると考え、ここに建築基本法の制定を訴えるものです。建築の理念、関係者の責務を明らかにし、一般の国民に理解できる建築基本法を制定することから、新しいわが国の建築の社会制度を作っていくスタート台に立つべきであると考えます。わが国の将来を担うこどもたちの成育環境としての建築の役割を見据え、地方ごとの気候風土や文化の中で建築の規制のあり方を考える必要があります。そして、十分な審議と国民の理解を得た上で、わかりやすい建築基本法のもとに、建築にかかわる法体系全体を見直し、さらに十分な時間をかけて、今の建築基準法・建築士法に替わる、地方分権の考え方に基づく法律や条例のしくみをつくることが、必要と考えます。

貴党におかれましても、私たちの考えを是非前向きにお汲み取りいただき、貴党の立場から、建築基本法の制定と新しい建築の社会制度に向けての政策を、マニフェストに掲げていただくよう、ここに要請する次第です。ご高配に期待します。

建築基本法制定準備会  
耐震偽装から日本を立て直す会  
建築紛争から21世紀の都市づくりへ 実行委員会  
日本建築法制会議  
こども環境学会

(付属資料) 建築基本法制定準備会案 (2006.8)

1. 建築基本法の目的：建築物の基本理念を定め、それに関わる関係者の責務を明らかにすることにより、健康で文化的な生活の確保に寄与し、私たちの社会の持続的発展と公共の福祉の増進に資することを目的とする。
2. 安全の確保：建築物は、地震、強風、積雪、土水圧等の自然の作用及び使用に伴う人為的な作用に対し、その用途、敷地の状況及び立地条件等に照らして十分に安全なものでなくてはならない。
3. 健康への配慮：建築物は、その使用者の健康で文化的な生活に、十分に配慮されたものでなくてはならない。
4. 環境への配慮：建築物は、地域社会の構成要素であることに鑑み、立地条件、周辺の町並み及び自然の景観に配慮されたものでなくてはならない。また、建築物は、その建設、使用及び解体に際して環境への影響に配慮したものでなくてはならない。
5. 建築物による社会資産の充実：建築物は、社会的存在であり、長期間にわたる使用を前提として建設されるものであるがゆえに、その構成要素の状況、使用の状況、立地条件及び周辺の環境に応じて、適切な維持管理・運用がなされなくてはならない。
6. 国および地方公共団体の責務：国及び地方公共団体は、上記4項目の基本理念（以下「基本理念」という。）が実現されるための施策を策定し、これを実施する責務を有する。2：国及び地方公共団体は、その施策において、基本理念に合致しない建築物が出現しないことを確保し、基本理念に合致しない建築物が存在している場合には、改善させる責務を有する。3：国及び地方公共団体は、その施策において、基本理念を実現するために、地域社会の意思が適切に反映されるよう努めなくてはならない。4：国及び地方公共団体は、その施策において、建築物に関する技術の発展に資するよう配慮するとともに、それが基本理念の実現のために適切に発揮されることを推進する責務を有する。
7. 建築主・建築物の所有者・使用者等の責務：建築主は、自らの責任において、その建築しようとする建築物を基本理念に合致したものとする責務を有する。2：建築物を所有しようとする者は、自らの責任において、その所有しようとする建築物が基本理念に合致したものであることを確認する責務を有する。3：建築物の所有者・使用者等は、自らの責任において、基本理念に基づいて、その所有し、管理し、又は占有する建築物を良好に維持管理し、目的に合致する運用をする責務を有する。
8. 事業者の責務：建築にかかわることを業として行う事業者は、専門家の有する建築物に関する専門知識に基づき、それぞれの事業において、建築主又は建築物の所有者等の信頼に応えるとともに社会の信託に応えて、基本理念をよりよく実現するよう努める責務を有する。
9. 専門家の責務：建築にかかわる専門家は、基本理念の実現における専門知識と技術の役割を自覚し、独立した公正な立場において、建築主、建築物の所有者等若しくは事業者の信頼に答えるとともに、あわせて社会の信託に応えることによって、基本理念のよりよい実現に誠実に貢献する責務を有する。

なお、より詳細な情報は、以下のインターネットのサイトからご覧いただけます。

<http://kihonho.jp/>

マニフェスト要請文 郵送先リスト

1) 民主党：〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館642号室  
民主党ネクスト国土交通大臣 長浜博行（民主党 代表 小沢一郎）

2) 社会民主党：〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内  
社会党政策審議会事務局長 横田昌三（社会民主党 代表 福島みずほ）

3) 日本共産党：〒100-8982

東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館438号室  
衆議院議員榎田恵二 （日本共産党 委員長 志位和夫）

4) 新党日本：〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館416号室  
代表 田中康夫

5) 公明党：〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館310号室  
公明党政務調査会 会長 参議院議員 山口那津男（公明党代表 太田昭宏）

6) 国民新党：〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館236号室  
副代表 参議院議員 自見庄三郎（国民新党代表 綿貫民輔）

7) 自由民主党：〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館523号室  
自由民主党 国土交通部会長 衆議院議員 福井 照（自由民主党 総裁 福田康夫）

8) 新党大地：〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館224号室  
新党大地 代表 衆議院議員 鈴木宗男

9) 参議院議員 小川 勝也：〒100-8962

東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館226号室  
秘書 梶原 博之

10) 衆議院議員 古賀 一成：〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館330号室  
政策担当秘書 佐武 俊彦